

青森県報

第四千五号

平成二十七年
六月八日
(月曜日)

目 次

告 示

生活保護法による医療機関の指定	健康福祉課	一
右 同	同	一
生活保護法による指定医療機関の名称変更の届出	同	二
生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	同	二
右 同	同	二
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定	同	二
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定	(障害福祉課)	三
出先機関		
土地改良区の定款変更の認可	(上北地域 県民局)	三
道路の位置の指定	同	三
選挙管理委員会		
政治資金規正法による政治団体の名称等の公表	(事務局)	三
政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出	同	四
政治資金規正法による政治団体の解散の届出	同	六
政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出	同	七
政治資金規正法による資金管理団体の指定の取消しの届出	同	七

告 示

青森県告示第四百二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十七年六月八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
かさい糖尿病内科クリニック	八戸市大字田向字冷水二二の二	平成二七・四・一六
かきざき生活習慣病クリニック	八戸市大字湊町字上田屋前一九の二二	二七・五・一
いとう整形外科・スपोर्टクリニック	八戸市東白山台二丁目三五の七	二七・五・七
ミント薬局	八戸市大字湊町字上田屋前二九の二三	二七・五・一
仙真堂薬局青森労災病院前店	八戸市大字白銀町字南ヶ丘二一の六	"
アポテック白山台店	八戸市東白山台二丁目三五の六	"

青森県告示第四百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十七年六月八日

青森県知事 三 村 申 吾

事業所	事業所	事業所	指定年月日
株式会社 日本健康開発株 式会社	主たる事務所の 所在地	名 称	平成 二七・四・一
株式会社ハッ ピー	弘前市大字宮川 三丁目一七の一 三 三沢市千代田町 二丁目一九の 四	訪問看護ステ ーションひなた ハッピー訪問 看護ステーション	平成 二七・四・一
	弘前市大字青 山二丁目一の二 三沢市字古間木 山二四二の一八 四		二七・五・一

青森県告示第四百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年六月八日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称	所在地	変更年月日
変更前	越前胃腸科外科医院	西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町 字上富田二二〇の一	平成 二七・四・一
変更後	越前医院		

青森県告示第四百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年六月八日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	廃止年月日
吉野耳鼻咽喉科医院	八戸市大字湊町字久保四四の一九六	平成二七・三・三
名川薬局	三戸郡南部町大字平字虚空蔵四〇の三	"

青森県告示第四百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年六月八日

青森県知事 三 村 申 吾

事業所	事業所	事業所	廃止年月日
医療法人仁桂会	主たる事務所の 所在地	名 称	平成 二七・五・三
	八戸市根城四丁 目六の二三	さくら五戸訪問 看護ステーション	
	三戸郡五戸町字 中ノ沢二の六		

青森県告示第四百三十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十七年六月八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
かさい糖尿病内科クリニック	八戸市大字田向字冷水二二の二	平成二七・四・二六
かきざき生活習慣病クリニック	八戸市大字湊町字上田屋前二九の二二	二七・五・一
ミント薬局	八戸市大字湊町字上田屋前二九の二三	"
仙真堂薬局青森労災病院前店	八戸市大字白銀町字南ヶ丘二の六	"
アポテック白山台店	八戸市東白山台二丁目三五の六	"

青森県告示第四百三十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十七年六月八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
訪問看護ステーションりんご	弘前市大字取上二丁目一四の一	平成二七・六・一

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、榎林土地改良区の定款の変更を平成二十七年五月十四日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十七年六月八日

上北地域県民局長 山 田 裕

上北地域県民局告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部及び野辺地町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年六月八日

上北地域県民局長 山 田 裕

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
上北郡野辺地町字中道六の五二及び六の五三	六三・八〇メートル	六・〇メートル	平成二七・五・二六

選 挙 管 理 委 員 会

青森県選挙管理委員会告示第四十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあつた政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十七年六月八日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党以外の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
---------	-----	-------	------------	-------

成田陽光後援会	三上こうだい後援会	秋穂義男後援会	鈴木清孝後援会	磯島富盛後援会	野坂充後援会	蒔苗博英後援会	酢谷一利後援会	高山げんえん後援会	小松雅彦後援会	竜千会	村上たかあき後援会	たかはし美紀子後援会	玉置英子後援会	創る会
伊藤博	白戸清幸	秋穂義男	三上洋一	川村哲也	横浜修	笹萬	八谷宏	笹森昭二	大野孝志	橋本利喜雄	後藤志郎	高橋幸江	澤田壽子	會田秀夫
成田清孝	三上久美子	秋穂律子	神寿晴	川村史子	久保田勝正	赤平恵美子	木村正	中嶋正武	中城司	橋本貢	北山長兵衛	大館信昭	野呂孝	今井實人
北津軽郡板柳町大字牡丹森字鴨泊一八五の二	黒石市旭町八の一	西津軽郡深浦町大字正道尻字小磯八三	北津軽郡板柳町大字福野田字本泉三六の九二	三戸郡階上町蒼前西二丁目九の一五二	上北郡野辺地町字中道五の一	弘前市大字蒔苗字独狐森七の一	下北郡風間浦村大字下風呂字下風呂五三	八戸市小中野六丁目二四の一〇	三戸郡階上町大字赤保内字外平二三の二七五	上北郡六ヶ所村大字平沼字追館五八の一	黒石市大字浅瀬石字村上二一四の二	黒石市大字中町三八の一	黒石市追子野木二丁目一〇八の一	上北郡野辺地町字上小中野三の三
二七・三二七	二七・三二五	二七・三二五	二七・三二〇	二七・三二〇	二七・三二六	二七・三二六	二七・三二六	二七・三二三	二七・三二九	二七・三二六	二七・三二六	二七・三二五	二七・三二三	二七・三二二

政治団体の名称	異動事項	代表者	代表者	代表者	代表者	年届月日出
自由民主党碓ヶ関支部	新	根岸 昭雄	成田 敏昭	自由民主党田舎館村支部	旧	平成 二七・三二六
		南津軽郡田舎館村大字畑中一〇〇	南津軽郡田舎館村大字八反田字古館一四八の一八			二七・三二九
		主たる所在地				
		代表者				

青森県選挙管理委員会告示第五十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成二十七年六月八日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎 光 顯

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

石郷岡伸一後援会	石郷岡 伸一	北津軽郡板柳町大字板柳字土井二九四の五	二七・四・一
杉本信子同友会	杉本 信子	八戸市柏崎六丁目一九の一	二七・四・二
「青森県を変えよう！大竹さんと進む私たちの会」むつ下支部	野坂 庸子	むつ市大平町九の八	二七・四・七
進め！ドクター大竹の会・西北五	工藤 和豊	五所川原市大字漆川字鍋懸八六の一	二七・四・六
	水島 康雄		

青森県防衛を支える会	佐々木隆徳後援会	ケンスサポート	工藤健後援会	天坂昭市後援会	清水悦郎同志会	幸福実現党八戸後援会	幸福実現党青森県本部	浜谷貴樹後援会	橋本なおみ後援会	翠葉会	坂本美洋後援会	幸福実現党十和田後援会	郷州公典後援会	栗形昭一後援会	平川豊後援会	
主たる事務所の所在地	代表者	会計責任者	会計責任者	代表者	会計責任者	会計責任者	代表者	代表者	主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	代表者	会計責任者	会計責任者	代表者	会計責任者	
青森市大字大野一丁目四六の九	立石 政男	伊藤 匡	伊藤 匡	斉藤 文隆	中村 雄三	宮平 貢作	宮平 貢作	畑野 泰紀	北城 忍	青森市桜川八丁目一七の四四	青森市桜川二丁目二一の七	金沢 登	日向 卓	高橋 茂男	小野 貴司	神 勝博
青森市堤町一丁目二四	能代 信吉	大山 尚夫	大山 尚夫	斉藤 勤	松林 真弓	森 憲作	森 憲作	齋藤 仁	寅谷 重雄	青森市桜川一丁目五の六	青森市松森二丁目八の六	伊藤 栄	森 憲作	中村 長吉	小松 義正	平川 満昭
二七・三〇	二七・三七	二七・三七	二七・三七	二七・三六	二七・三三	二七・三三	二七・三三	二七・三〇	二七・三〇	二七・三九	二七・三九	二七・三六	二七・三六	二七・三七	二七・三六	

政治団体の名称	藤田光彦後援会	東北政経研究会	野村たろう後援会	青森県社会保険労務士政治連盟	青森県を変えよう！大竹さんと進む私たちの会	青森県建築士事務所政経研究会	大溝雅昭後援会	田名部和義後援会	工藤義春後援会
	主たる事務所の所在地	代表者	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	代表者	会計責任者	会計責任者	代表者
	三沢市中央町四丁目一〇の五	野澤 武	加藤 弘治	長内 真一	青森市本町四丁目四の七	相場 博	古川 修治	田名部 トヨ子	下山 敏則
	三沢市桜町二丁目一の一の二四	中村 勝治	原子 昭三	渡辺 睦人	青森市浪岡福田二丁目一三の八	野呂 敏秋	加藤 彰	田名部 善次郎	小野 長道
	二七・三三	二七・三三	二七・四一	二七・四二	二七・四六	二七・四八	二七・四八	二七・四八	二七・四一〇

青森県選挙管理委員会告示第五十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年六月八日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
---------	-------	-------

政党以外の政治団体

自由民主党青森県黒石市第一支部	平成二六・三・三〇	平成二七・三・三二
政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
菊池健治後援会	平成二六・三・三三	平成二七・三・三三
むつ・下北政経研究会	二六・三・三三	二七・三・三三
青森維新の会	二七・三・二六	二七・三・二二
21世紀を考える青年の会	二七・三・一	二七・三・二
杉山道夫後援会	二七・三・七	二七・三・四
村上たかあき後援会	二七・三・二六	二七・三・六
田嶋輝雄後援会	二六・三・三〇	二七・三・三三
藤本克泰後援会	二七・一・三〇	二七・三・三三
三戸愛郷懇話会	二六・三・三三	二七・三・二四
勝手連・市民のための市政をつくる会	二六・三・二七	二七・三・二七

青森県選挙管理委員会告示第五十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成二十七年六月八日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

届出者の氏名 (公職の種類)	資金管理団 体の名称	異動事項	新	旧	年届 月日 出
丸野達夫 (青森市議会 議員)	翠葉会	主たる事務 所の所在地	青森市桜川 二丁目二一 の七	青森市松森 二丁目八の 六	平成 二七・三・九
藤田光彦 (三沢市議会 議員)	藤田光彦後 援会	主たる事務 所の所在地	三沢市桜町 二丁目一 の二四	三沢市桜町 二丁目一六 の二七	二七・三・三〇
藤田光彦 (三沢市議会 議員)	藤田光彦後 援会	主たる事務 所の所在地	三沢市中央 〇町四丁目 の五	三沢市桜町 二丁目一 の二四	二七・三・三〇

青森県選挙管理委員会告示第五十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成二十七年六月八日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

届出者の氏名 (公職の種類)	資金管理団 体の名称	代表 者	主たる事務 所の所在地	年届 月日 出
菊池健治 (東通村長)	むつ・下北政 経研究会	菊池健治	下北郡東通村大字砂 子又字沢内五の一一	平成 二七・三・三

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭